令和5年2月7日 障害福祉部 障害者地域生活課

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和3年度に行った世田谷区立世田谷福祉作業所の指定管理者の選定に際し、 一体的に運営している旧管理棟について、生活介護事業の定員増に向けて活用を 検討する旨、令和3年9月2日の福祉保健常任委員会で報告しているところであ る。

このたび、生活介護事業の定員増に向け、旧管理棟を分場化する規定の整備を 図るため、改正条例案を令和5年第1回区議会定例会へ提案する。

2 改正内容及び施行日

(1)分場設置前の準備行為

改正内容

分場の利用者募集、指定管理者の指定手続き等、分場の設置前に準備行為ができるよう規定を整備する。別紙新旧対照表(案)の「第1条の改正後」のとおり。

施行日

公布の日から施行する。

(2)分場の設置

改正内容

分場で障害福祉サービスの提供を開始するため、条例の施設として位置づける。別紙新旧対照表(案)の「第2条の改正後」のとおり。

施行日

規則で定める日から施行する。

(参考)改正に伴う本園及び分場の定員

(単位:人)

	改正前	Ī	改正後	
障害福祉サービス	定員	定員	内訳	
	(本園のみ)		本園	分場
生活介護	1 5	2 0	2 0	-
就労移行支援	6	6	6	-
就労継続支援B型	4 5	4 5	3 0	1 5
計	6 6	7 1	5 6	1 5

定員については別途、世田谷区立障害者福祉施設事務取扱要綱で定める。

3 本園及び分場(旧管理棟)の配置図

所在地:(本園)世田谷区下馬二丁目31番6号 (分場)世田谷区下馬二丁目31番15号

<周辺図>



4 今後のスケジュール(予定)

令和5年 2月 令和5年第1回区議会定例会(改正条例案の提案)

令和5年 4月 世田谷区立世田谷福祉作業所分場化改修工事開始

令和5年11月 令和5年第4回区議会定例会(世田谷区立世田谷福祉作業

所分場指定管理者の指定の提案)

令和6年 4月 世田谷区立世田谷福祉作業所分場設置及び障害福祉サービス開始

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

第 1 条の改正後	
世田谷区立障害者福祉施設条例	世田谷区立障害者福祉施設条例
平成19年12月11日条例第64号	平成19年12月11日条例第64号
改正	改正
平成21年12月8日条例第50号	平成21年12月8日条例第50号
平成22年 9 月30日条例第36号	平成22年 9 月30日条例第36号
平成23年10月 4 日条例第28号	平成23年10月 4 日条例第28号
平成24年3月6日条例第2号	平成24年3月6日条例第2号
平成25年3月5日条例第14号	平成25年3月5日条例第14号
平成26年3月7日条例第10号	平成26年3月7日条例第10号
平成28年6月24日条例第36号	平成28年6月24日条例第36号
平成30年12月10日条例第69号	平成30年12月10日条例第69号
令和 4 年 9 月30日条例第42号	令和 4 年 9 月30日条例第42号
<u>令和 5 年 月 日条例第 号</u>	
世田谷区立障害者福祉施設条例	世田谷区立障害者福祉施設条例
第1条~第16条 (略)	第1条~第16条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
<u>附 則</u>	
(施行期日)	
1 この条例中第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第3条の規定は規則で定める日(以下「統領日」といる。	
の日から、第2条の規定は規則で定める日(以下「施行日」という。 から旅行する	
│ <u>から施行する。</u> │(準備行為)	
<u>(年曜行母)</u> 2 世田谷区立世田谷福祉作業所分場に係る世田谷区立障害者福祉旅	
4	

第1条の改正後

<u>設条例(以下「条例」という。)第14条の規定による指定管理者</u> の指定に関し必要な準備行為は、施行日前においても、同条の規定 の例により行うことができる。

3 世田谷区立世田谷福祉作業所分場に係る条例第7条第1項の規定 による利用の申請の受付及び利用の承認その他の施設の利用のため に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1 (略)

別表第2 (略)

備考

1 (略)

2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立玉川福 祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリー ンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部の ものを行わないことができる。 改正前

別表第1 (略)

別表第2 (略)

備考

1 (略)

- 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム及び世田谷区立岡本福祉作業 ホーム玉堤分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種 のものについては、他方の施設は行わないことができる。
- 3 世田谷区立玉川福祉作業所及び世田谷区立玉川福祉作業所 等々力分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のも のについては、他方の施設は行わないことができる。
- 4 世田谷区立砧工房及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のものについては、他方の施設は行わないことができる。

第2条の改正後 第1条の改正後 世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例 平成19年12月11日条例第64号 平成19年12月11日条例第64号 改正 改正 平成21年12月8日条例第50号 平成21年12月8日条例第50号 平成22年9月30日条例第36号 平成22年9月30日条例第36号 平成23年10月4日条例第28号 平成23年10月4日条例第28号 平成24年3月6日条例第2号 平成24年3月6日条例第2号 平成25年3月5日条例第14号 平成25年3月5日条例第14号 平成26年3月7日条例第10号 平成26年3月7日条例第10号 平成28年6月24日条例第36号 平成28年6月24日条例第36号 平成30年12月10日条例第69号 平成30年12月10日条例第69号 令和4年9月30日条例第42号 令和4年9月30日条例第42号 令和5年 月 日条例第 号 令和5年 月 日条例第 号 世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例 第1条~第16条 (略) 第1条~第16条 (略) 附則(略) 附 則 (略) 別表第1(第3条関係) 別表第1(第3条関係) 位置 位置 名称 名称 世田谷区立ほほえみ経堂 東京都世田谷区経堂三丁目6 番24号 世田谷区立すまいる梅丘 東京都世田谷区梅斤一丁目36 播 2 101号

世田谷区立ほほえみ経堂	東京都世田谷区経堂三丁目 6
	番24号
世田谷区立すまいる梅丘	東京都世田谷区梅丘一丁目36
	番 2 101号
世田谷区立三宿つくしんぼホー	東京都世田谷区三宿二丁目30
Д	番7号
世田谷区立駒沢生活実習所	東京都世田谷区弦巻二丁目 1
	·

東京都世田谷区三宿二丁目30

東京都世田谷区弦巻二丁目 1

番7号

世田谷区立三宿つくしんぼホー

世田谷区立駒沢生活実習所

第 2 条の改正後		
	番 5 号	
世田谷区立桜上水福祉園	東京都世田谷区桜上水二丁目	
	13番16号	
世田谷区立奥沢福祉園	東京都世田谷区奥沢六丁目29	
	番 2 号	
世田谷区立九品仏生活実習所	東京都世田谷区奥沢七丁目39	
	番13号	
世田谷区立九品仏生活実習所中	東京都世田谷区中町二丁目25	
町分場	番17号	
世田谷区立千歳台福祉園	東京都世田谷区千歳台三丁目	
	31番 9 号	
世田谷区立給田福祉園	東京都世田谷区給田五丁目 2	
	番 7 号	
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	東京都世田谷区岡本二丁目33	
	番24号	
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	東京都世田谷区玉堤二丁目 3	
玉堤分場	番 1 号	
世田谷区立障害者就労支援セン	東京都世田谷区船橋五丁目33	
ターすきっぷ	番 1 号	
世田谷区立下馬福祉工房	東京都世田谷区下馬二丁目20	
	番14号	
世田谷区立世田谷福祉作業所	東京都世田谷区下馬二丁目31	
	番6号	
世田谷区立世田谷福祉作業所分	東京都世田谷区下馬二丁目31	
<u>場</u>	<u>番15号</u>	
世田谷区立玉川福祉作業所	東京都世田谷区玉川一丁目 7	
	番 2 号	

第1条の改正後		
	番 5 号	
世田谷区立桜上水福祉園	東京都世田谷区桜上水二丁目	
	13番16号	
世田谷区立奥沢福祉園	東京都世田谷区奥沢六丁目29	
	番 2 号	
世田谷区立九品仏生活実習所	東京都世田谷区奥沢七丁目39	
	番13号	
世田谷区立九品仏生活実習所中	東京都世田谷区中町二丁目25	
町分場	番17号	
世田谷区立千歳台福祉園	東京都世田谷区千歳台三丁目	
	31番 9 号	
世田谷区立給田福祉園	東京都世田谷区給田五丁目 2	
	番7号	
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	東京都世田谷区岡本二丁目33	
	番24号	
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	東京都世田谷区玉堤二丁目 3	
玉堤分場	番 1 号	
世田谷区立障害者就労支援セン	東京都世田谷区船橋五丁目33	
ターすきっぷ	番 1 号	
世田谷区立下馬福祉工房	東京都世田谷区下馬二丁目20	
	番14号	
世田谷区立世田谷福祉作業所	東京都世田谷区下馬二丁目31	
	番6号	
世田谷区立玉川福祉作業所	東京都世田谷区玉川一丁目 7	
	番 2 号	

世田谷区立玉川福祉作業所等々 東京都世田谷区等々力二丁目 力分場 13番 4 号	第2条の改正後		
力分場 13番 4 号	世田谷区立玉川福祉作業所等々	東京都世田谷区等々力二丁目	
	力分場	13番 4 号	
世田谷区立砧工房 東京都世田谷区砧四丁目32都	世田谷区立砧工房	東京都世田谷区砧四丁目32番	
14号		14号	
世田谷区立砧工房分場キタミ・ク東京都世田谷区喜多見七丁目	世田谷区立砧工房分場キタミ・ク	東京都世田谷区喜多見七丁目	
リーンファーム 3番1号	リーンファーム	3番1号	
世田谷区立烏山福祉作業所東京都世田谷区北烏山一丁目	世田谷区立烏山福祉作業所	東京都世田谷区北烏山一丁目	
29番15号		29番15号	
世田谷区立梅丘ウッドペッカー東京都世田谷区松原六丁目	世田谷区立梅丘ウッドペッカー	東京都世田谷区松原六丁目4	
の森 番 1 号	の森	番1号	

別表第2(第5条関係)

施設	障害福祉サービス
世田谷区立ほほえみ経堂	生活介護
世田谷区立すまいる梅丘	生活介護
世田谷区立三宿つくしんぼホー	生活介護
Д	
世田谷区立駒沢生活実習所	生活介護
世田谷区立桜上水福祉園	生活介護
世田谷区立奥沢福祉園	生活介護
世田谷区立九品仏生活実習所	生活介護
世田谷区立九品仏生活実習所中	生活介護
町分場	
世田谷区立千歳台福祉園	生活介護
世田谷区立給田福祉園	生活介護
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就
	労継続支援
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就

第1条の改正後			
	世田谷区立玉川福祉作業所等々	東京都世田谷区等々力二丁目	
	力分場	13番 4 号	
	世田谷区立砧工房	東京都世田谷区砧四丁目32番	
		14号	
	世田谷区立砧工房分場キタミ・ク	東京都世田谷区喜多見七丁目	
	リーンファーム	3番1号	
	世田谷区立烏山福祉作業所	東京都世田谷区北烏山一丁目	
		29番15号	
	世田谷区立梅丘ウッドペッカー	東京都世田谷区松原六丁目4	
	の森	番 1 号	

別表第2(第5条関係)

障害福祉サービス
生活介護
生活介護
生活介護
生活介護
生活介護
生活介護
生活介護 就労移行支援 就
労継続支援
生活介護 就労移行支援 就

第 2 条の改正後		
玉堤分場	労継続支援	
世田谷区立障害者就労支援セン	就労移行支援 就労定着支援	
ターすきっぷ		
世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援	
世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就	
	労継続支援	
世田谷区立世田谷福祉作業所分	生活介護 就労移行支援 就	
<u>場</u>	<u> </u>	
世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援	
	就労定着支援	
世田谷区立玉川福祉作業所等々	就労移行支援 就労継続支援	
力分場	就労定着支援	
世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援	
	就労定着支援	
世田谷区立砧工房分場キタミ・ク	就労移行支援 就労継続支援	
リーンファーム	就労定着支援	
世田谷区立烏山福祉作業所	生活介護 就労継続支援	
世田谷区立梅丘ウッドペッカー	生活介護 就労継続支援	
の森		
リーンファーム 世田谷区立烏山福祉作業所 世田谷区立梅丘ウッドペッカー	就労移行支援 就労継続支 就労定着支援 生活介護 就労継続支援	

備考

- 1 (略)
- 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場<u>、世田谷区立世田谷福祉作業所分場</u>、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。

第1余の[以止俊
玉堤分場	労継続支援
世田谷区立障害者就労支援セン	就労移行支援 就労定着支援
ターすきっぷ	
世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援
世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就
	労継続支援
世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援
	就労定着支援
世田谷区立玉川福祉作業所等々	就労移行支援 就労継続支援
力分場	就労定着支援
世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援
	就労定着支援
世田谷区立砧工房分場キタミ・ク	
リーンファーム	就労定着支援
世田谷区立烏山福祉作業所	生活介護。就労継続支援
世田谷区立梅丘ウッドペッカー	生活介護 就労継続支援
の森	

第1冬の改正後

備考

- 1 (略)
- 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、この表に定める障害福祉サービスのうち一部のものを行わないことができる。